

(令和2年7月1日～令和3年6月30日に借入申込書を受理するものに適用します。)

広島県

○：不足地域

- 新設の場合、融資対象となります。
- 増改築の場合、「甲種増改築資金」として融資対象となります。

×：充足地域

- 新設の場合、原則として融資対象になりません。
- 増改築の場合、「乙種増改築資金」として融資対象となります。
- ※ 「在宅療養支援（歯科）診療所」及び「かかりつけ医機能を有する診療所」の新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。
- ※ 医師少数区域等における医療体制のために必要な業務を行ったとして認定を受けた医師による新築資金については、診療所充足地域においてもご融資の対象となります。

(詳細は、「ご融資の種類」ページ等をご参照ください。)

市区町村名	一般診療所 過不足	歯科診療所 過不足
広島市	×	×
呉市	×	×
竹原市	○	×
三原市	○	×
尾道市	○	×
福山市	○	×
府中市	○	×
三次市	×	×
庄原市	○	×
大竹市	×	×
東広島市	○	×
廿日市市	○	×
安芸高田市	○	×
江田島市	○	×
(安芸郡)		
府中町	○	×
海田町	×	×
熊野町	○	×
坂町	○	○
(山県郡)		
安芸太田町	○	×
北広島町	○	×
(豊田郡)		
大崎上島町	○	×
(世羅郡)		
世羅町	○	○
(神石郡)		
神石高原町	○	×